

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 2 月
会社を退職し、次の会社が決まるまでの申立期間については、母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も納付した。
申立期間が未加入、未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は、昭和 61 年 12 月頃に国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、オンライン記録によると、60 年 2 月 1 日に強制被保険者資格を取得し、同年 3 月 25 日に資格喪失していることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、i) 申立人は、昭和 57 年 4 月 1 日から 61 年 2 月 1 日までの期間は A 社において、61 年 3 月 25 日から平成元年 10 月 1 日までの期間は B 社において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できること、ii) 申立人は、申立期間以外の期間は全て厚生年金保険被保険者期間であり、申立期間以外に国民年金の保険料を納付すべき期間はないことから、申立人が厚生年金保険被保険者期間中の 60 年 2 月 1 日付けで国民年金の被保険者資格取得手続を行い、同年 3 月 25 日付けで同資格の喪失手続を行ったとは考え難く、申立人の国民年金被保険者資格については、61 年 2 月 1 日取得、同年 3 月 25 日喪失とすべきものを、行政側の事務処理誤りにより、60 年 2 月 1 日取得、同年 3 月 25 日喪失と記録されたものと認められる。

また、申立人のオンライン記録によると、申立人は昭和 62 年 3 月 26 日に 60 年 2 月の保険料を納付していることになっているが、申立人は同年同月の保険料では無く、申立期間の保険料を納付したと主張している上、上述を踏

まれば、申立人が納付した保険料は申立期間の保険料であったと考えるのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成14年7月から15年5月までは41万円、同年6月から19年4月までは44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②、③、④、⑤、⑥及び⑦について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間②は1万6,000円、申立期間③は65万7,000円、申立期間④は65万7,000円、申立期間⑤は85万4,000円、申立期間⑥は85万5,000円及び申立期間⑦は65万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②、③、④、⑤、⑥及び⑦の厚生年金保険料（申立期間③、④、⑤、⑥及び⑦については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年7月から19年4月まで
② 平成15年5月20日
③ 平成15年12月10日
④ 平成16年7月10日
⑤ 平成16年12月20日
⑥ 平成17年7月30日
⑦ 平成17年12月10日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①については、標準報酬月額が実際に控除されていた厚生年金保険料の額に見合う標準報酬月額よりも低

く記録されている。

また、申立期間②については賞与の記録が無く、申立期間③から⑦の賞与については、標準賞与額が実際に控除されていた厚生年金保険料の額に見合う標準賞与額よりも低く記録されている。

申立期間①から⑦について、厚生年金保険料控除額が確認できる給与明細書及び賞与明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①（平成15年1月、同年7月、16年3月、同年6月、19年1月及び同年4月を除く。）については、申立人が所持する給与明細書により、当該期間における申立人の給与支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額、いずれもオンライン記録の標準報酬月額（平成14年7月から16年1月までは26万円、同年2月から19年4月までは36万円）よりも高額であることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書における保険料控除額から、平成14年7月から同年12月までの期間、15年2月及び同年3月は41万円、給与明細書における給与支給額から、同年4月及び同年5月は41万円、同年6月、同年8月から16年2月までの期間、同年4月及び同年5月、同年7月から18年12月までの期間、19年2月及び同年3月は44万円とすることが妥当である。

申立期間①のうち、平成15年1月、同年7月、16年3月、同年6月及び19年1月については、上述のとおり、前後の期間に係る給与明細書における給与支給額及び保険料控除額が一致していることが確認できることから、当該期間の給与支給額及び保険料控除額は、その前後の期間と同額であったことが推認できるとともに、申立期間①のうち、19年4月については、申立人から提出された預金通帳により、同年4月25日の給与振込額と同年5月25日の振込額がほぼ同額であることが確認できることから、当該月の給与支給額及び保険料控除額は、その直前月と同額であったことが推認できる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、前後の期間に係る給与明細書における給与支給額及び保険料控除額から、平成15年1月は41万円、同年7月、16年3月、同年6月、19年1月及び同年4月は44万円

とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る届出について誤りがあったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②、③、④、⑤、⑥及び⑦については、申立人が所持する賞与明細書により、当該期間における申立人の賞与支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、いずれもオンライン記録の標準賞与額（申立期間②は記録が無く、申立期間③は54万円、申立期間④は36万円、申立期間⑤は52万円、申立期間⑥及び⑦は36万円）よりも高額であることが確認できる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賞与明細書における保険料控除額から、申立期間②は1万6,000円、申立期間③は65万7,000円、申立期間④は65万7,000円、申立期間⑤は85万4,000円及び申立期間⑥は85万5,000円とし、当該明細書における賞与支給額から、申立期間⑦は65万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②、③、④、⑤、⑥及び⑦に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る届出について誤りがあったことを認めていることから、社会保険事務所は、当該期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（申立期間③、④、⑤、⑥及び⑦については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 39 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 39 年 6 月まで

昭和 49 年 10 月頃、A 町への転居手続のため B 市役所を訪れた際に、知り合いの市役所職員から、「国民年金の未払い期間のお金を入れておいた方がいい。」と言われたため、後日、あらためて B 市役所に出向き、申立期間の国民年金保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「知り合いの B 市役所職員から助言を受けて、昭和 49 年 10 月頃に、申立期間の国民年金保険料を納付した。」と主張しているところ、当該元市役所職員は、「申立人に助言した時期は、国民年金課に在籍した時期かそれ以降であると思う。」と証言している上、B 市は、「当該職員の国民年金課在籍期間は、昭和 51 年 4 月 1 日から 58 年 3 月 31 日及び平成 3 年 4 月 1 日から 6 年 3 月 31 日である。」と回答していることから、申立人の主張は当該市役所職員の証言及び B 市の回答と一致しない。

また、申立人は、遡って国民年金保険料を納付したのは 1 回だけであるとしているところ、国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和 43 年 4 月から 44 年 2 月までの申請免除期間の保険料を、当該市役所職員の国民年金課在籍期間中である 53 年 4 月 7 日に追納していることが確認できることから、申立人は、この追納を申立期間の保険料納付と混同している可能性も否定できない上、当該追納が行われた時点において、申立期間の保険料は、時効により納付することができない。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに保険料を納付したことをう

かがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 60 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 60 年 9 月まで

大学を卒業してしばらくした頃、国民年金に加入していないことを知った父が、自分の国民年金加入手続及び申立期間の保険料納付をしてくれた。

父親から「遡って申請できるから、入っておいた。」と言われたことを覚えており、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿(補助簿)における申立人の国民年金手帳記号番号の A 市への払出日及び申立人の手帳記号番号の前後の国民年金被保険者の加入手続等の状況から、申立人の国民年金加入手続は、昭和 62 年 10 月中に行われたと推認できるところ、この時点において、申立期間の国民年金保険料は、大部分が時効により納付することができない上、それ以前に、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付等に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料納付をしたとするその父は既に他界しているため、納付状況等は不明である。

さらに、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料(日記、家計簿等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

なお、申立人は、自分の国民年金保険料が、加入手続を行った父の国民年金保険料として誤って収納されたのではないかと強く主張しているが、オンライン記録によると、その父に国民年金加入期間は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年5月1日から26年5月15日まで
② 昭和28年4月19日から同年9月1日まで
③ 昭和28年11月1日から30年2月1日まで
④ 昭和30年8月11日から34年3月13日まで

申立期間について脱退手当金が支給されたことになっているが、請求したことも受け取ったこともないので、申立期間について、脱退手当金の支給記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和34年3月13日の前後各2年間に資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給要件を満たしている女性5名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、3名に支給記録が確認でき、3名全員が資格喪失日から2か月以内に支給決定がなされている上、当該支給記録のある者の中には、「会社の社長に手続をしてもらい、社長から脱退手当金を受け取った。」と証言している者がいることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性が考えられる。

また、申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日から約2か月後の昭和34年5月29日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。